

令和 7 年度 第 2 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和 7 年 5 月 1 6 日

場所 十和田市役所本館 3 階庁議室

令和7年度第2回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所本館3階庁議室

2. 開 会 日 時 令和7年5月16日(金) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 令和7年5月16日(金) 午後2時36分

4. 出席農業委員(19名)

1番	脊戸潤子	2番	沢井清治
3番	小笠原松寿	4番	沢目勝弘
5番	米田拓実	6番	中野雄一郎
7番	芋田一弘	8番	立崎和寿
9番	山田利昭	10番	稻田優憲
11番	奥山博	12番	小田正喜
13番	外山康仁	14番	竹浦寿広
15番	野崎さち子	16番	杉山秀明
17番	力石堅太郎	18番	山崎誠一
19番	箕輪展忠		

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(10名)

十和田湖地区	中屋敷光男	三本木地区	米内山義治
三本木地区	山端敏行	四和地区	工藤優美子
四和地区	古谷朝直	切田地区	若沢弘幸
切田地区	田中稔	伝法寺地区	小笠原一成
藤坂地区	市崎貴之	六日町地区	平舘龍徳

7. 会議に付した案件

- 報告第 7 号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について
- 報告第 8 号 十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について
- 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 10 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告第 11 号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第 12 号 非農地判断を行った農地について
- 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 5 号 十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

8. 議事録署名委員

9 番 山 田 利 昭

10 番 稲 田 優 憲

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事 務 局 長 櫻 田 修一郎

事 務 局 次 長 中 村 淳 一

事務局農地係長 吉 田 武 範

事務局振興係長 戸 舘 奈津美

事務局主査 田 嶋 裕 紀

事務局主事 下 山 昂 大

10. 書 記

事務局主査 田 嶋 裕 紀

議 長（箕輪展忠）出席委員は、定足数に達しておりますので総会は成立いたしました。ただ今より、令和７年５月８日に告示招集いたしました、令和７年度第２回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（箕輪展忠）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。９番 山田 利昭委員、１０番 稲田 優憲 委員を指名いたします。

議 長（箕輪展忠）会議書記には、田嶋 裕紀 主査を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（箕輪展忠）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認め、総会の会期は本日１日限りと決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に報告第７号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）１ページをお願いします。報告第７号、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動の点検・評価について。農林水産省経営局長通知（令和４年２月２日付３経営第２５８４号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（令和４年２月２５日付３経営第２８１６号）により、農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出された最適化活動の自己点検・評価に基づき、別紙のとおり報告する件です。内容は２ページから５ページです。２、３ページが農業委員の最適化活動の実績、４ページから５ページが農地利用最適化推進委員の最適化活動の実績となっております。標記に関しまして、各委員の氏名は記載せず、活動日数が多い順に記載しております。農業委員、最適化推進委員ともに、農地集積率、遊休農地解消面積、新規参入のそれぞれの項目に対する目標達成率には概ね達成できたものから期待通りの結果にはならなかったものなど、バラつきがありますが、全体的に見て概ね達成されているものと評価することができるものと

し、委員の皆様の活動に対する農業委員会による評価につきまして、目標に対して期待どおりの結果が得られた、と評価しております。この、最適化活動の点検・評価につきましては、本総会での承認後、市ホームページで公表することとされております。以上です。

議長（箕輪展忠）報告が終わりました。報告について、ご意見ございませんか。

農業委員（立崎和寿） 8 番立崎です。意見ではありませんが、私の思いを述べさせていただきます。活動日数について、すべての委員が毎月 10 日以上活動をできているし、成果実績は一部達成できていないものもありますが、おおむね目標を達成できているので、今年度も引き続き達成に向かって頑張って活動していきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠）ありがとうございました。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第 7 号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第 8 号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 6 ページをお願いします。報告第 8 号、十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について。農林水産省経営局長通知（令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2 5 8 4 号）及び農林水産省経営局農地政策課長通知（令和 4 年 2 月 2 5 日付 3 経営第 2 8 1 6 号）により、十和田市農業委員会における農地利用の最適化推進の状況及びその他事務の実施状況について、別紙のとおり報告する件です。7 ページです。令和 6 年 4 月 1 日現在の農業委員会の体制、農家・農地等の概要について記載しております。8 ページです。8 ページから 10 ページにかけては、最適化活動の実施状況について記載しております。まず、成果目標に対する実績といたしまして、（1）農地の集積について、②番のところ令和 6 年度末の集積率目標 60.7 パーセントに対し、③番の実績集積率が 64.3 パーセントで、目標達成率 106.0 パーセントとなっております。（2）遊休農地の発生防止・解消について、②の表、緑区分の遊休農地の解消目標面積 2.2 ヘクタールに対し、9 ページの③の実績、1.1 ヘクタールの解消実績で、50.0 パーセントの達成率となっております。（3）新規参入の促進について、②番の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積・21.5 ヘクタールに対し、10 ページの③、実績が 35.2 ヘクタールで、163.7 パーセントの達成率となっております。次に、2 の最適化活動の活動目標に対する実績といたしまして、（1）各

委員が最適化活動を行う日数目標について、各委員1人当たりの一か月あたりの活動目標日数を10日としておりましたが、これにつきましては、先の報告第7号にもございましたように、各委員10日以上活動がなされており、目標が達成されております。(2) 活動強化月間の設定については、3回の実施目標に対し、8月、9月、12月の3回実施し目標を達成しております。11ページです。

(3) 新規参入相談会への参加について、目標参加回数1回に対し、令和7年2月に青森市のアスパムで開催された相談会へオンライン参加し、1回の参加実績となっております。以上のことから、農業委員会では、令和6年度の委員の皆さんの最適化活動について、目標に対して期待どおりの結果が得られた、とした点検・評価結果としております。12ページですが、事務の実施状況について記載しておりますので、お読み取りください。以上です。

議長（箕輪展忠）報告が終わりました。報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第9号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）13ページをお願いします。報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。14ページです。農地法によるものが2件、13筆、14,868平方メートルです。今後の意向については、2件とも別人と貸借予定です。15ページから17ページです。農地中間管理事業によるものが合計9件、22筆、72,439平方メートルです。今後の意向は、2番が売買予定、6番が転用予定、8番が自ら耕作、9番が別人に贈与となっており、ほかは全て未定となっております。協力金の返還はありません。以上です。

議長（箕輪展忠）報告が終わりました。報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第9号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第10号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 18 ページをお願いします。報告第10号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第19条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、19 ページから23 ページになります。今回は10件、94筆、199,010.82平方メートルで、いずれも相続による所有権の取得です。取得後については、自ら耕作、農地として管理などとなっています。あっせんの希望はありません。なお、現況が農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思います。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告が終わりました。報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（箕輪展忠） なしと認めます。よって報告第10号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠） 次に報告第11号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎） 24 ページをお願いいたします。報告第11号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。25 ページです。今回の照会は、4件、4筆、1,749平方メートルで、現地調査は5月8日に実施し、法務局への回答は、5月9日に行っております。2番の照会地は、JA十和田おいらせ大深内支店から北西に約200メートルの地点です。照会地は昭和44年建築の住宅の敷地となっており、20年以上宅地の状態であり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから非農地と判断しております。3番の照会地は、立崎公民館から北に約150メートルの地点です。照会地は昭和42年建築の農業用倉庫の敷地となっており、20年以上宅地の状態であり、農地としての利用が困難であることから非農地と判断しております。4番の照会地は、市営住宅若葉団地から南に約200メートルの地点です。照会地は隣接する平成11年建築の住宅の敷地として一体的に利用されています。昭和54年11月20日付けで貸家建築のため5条転用許可を受けている土地であることから非農地と判断しております。5番の照会地は、六日町生活改善センターから西に約400メートルの地点です。照会地は昭和44年建築の住宅の敷地となっており、20年以上宅地の状態であり、税務課の土地課税台帳においても現況地目が宅地であることから非農地と判断しております。以上です。

議長（箕輪展忠） 報告が終わりました。報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第１１号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）次に報告第１２号について事務局から報告をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）２６ページをお願いします。報告第１２号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について（平成２１年１２月１１日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第２条第１項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は２７ページです。遊休農地に関する措置として、農地法第３０条では、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。合計１５筆、２２，２４５平方メートルの農地について、令和７年５月８日に現地確認を実施いたしました。その結果、現地はいずれも長期間耕作した形跡がなく、原野、山林の状態となっており、農地としての再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。所有者に対しては、非農地通知書を交付し、速やかに地目変更の登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議長（箕輪展忠）報告が終わりました。報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（箕輪展忠）なしと認めます。よって報告第１２号を報告済みといたします。

議長（箕輪展忠）ここからは議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、竹浦班長、芋田委員、奥山委員の３名です。５月８日に現地調査及び市役所別館４階会議室２において聴取調査を行っております。

議長（箕輪展忠）次に議案第４号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）２８ページをお願いします。議案第４号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可について。農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、所有権の移転に関するものが、２９ページから３０ページに記載されております。合計１０件、１６筆、２６，５５７平方メートルとなっております。３１ページです。賃借権・使用貸借による権利の設定に関するものが、３１ページから３２ページまでの合計６件、１６筆、３９，９９４平方メートルとなっております。以上です。

議長（箕輪展忠）許可申請に係る現地調査の結果について報告をお願いします。14番 竹浦 寿広 委員をお願いします。

報告委員（竹浦寿広）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転10件、賃借権の設定4件、使用貸借による権利の設定2件の合計16件です。所有権の移転は、16から22番までが売買によるものです。そのほか23番が父親から息子に、24番が親戚に、25番が知人にそれぞれ贈与するものです。このうち新規取得は16番です。賃借権及び使用貸借による権利の設定は13番が相手方要望によるもの、16番が法人設立及び経営移行によるもので、そのほかは労力不足によるものです。このうち新規就農は13番と16番です。今回の申請について現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおり、すべての申請は許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）竹浦委員、ご苦労様でした。次に新規取得者に対する聴取調査の結果について報告をお願いします。切田地区 田中 稔 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（田中稔）農地法第3条の許可に関する新規取得及び新規就農について報告をします。29ページの所有権移転に係る申請番号16番の新規取得となる譲受人及び、32ページの使用貸借による権利の設定に係る申請番号16番の新規就農となる借人に対し、5月8日午後1時45分と同日午後2時に、市役所別館4階会議室2において調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては特に問題はないと判断します。報告は以上です。

議長（箕輪展忠）田中推進委員、ご苦労様でした。次に、大深内地区 斗沢 信一 農地利用最適化推進委員が欠席のため、事務局に代読させます。

農地係長（吉田武範）斗沢信一推進委員欠席のため、代わりまして事務局から農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をします。31ページの賃借権の設定に係る申請番号13番の新規就農となる借人に対し、5月8日午後1時30分、市役所別館4階会議室2において調査員3名と斗沢信一推進委員の、計4名で聴取調査を行いました。聴取調査では、機械の確保、労働力、技術関係等を確認しましたが、特に問題はありませんでした。現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、取得にあたっては、特に問題はないと判断されました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は許可することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）ここで暫時休憩します。

休憩 午後２時２３分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後２時２４分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第５号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）３３ページをお願いします。議案第５号、十和田市農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定により、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。一括方式によるものが３４ページから４７ページとなっております。そのうち、所有権によるものが、３４ページと３５ページの合計７件、３１筆、８３，８３９平方メートルとなっております。賃借権によるものが３６ページから４４ページの合計１８件、６３筆、２３５，０７０平方メートルとなっており、３７番、３８番のみ再設定で、他はすべて新規となっております。使用貸借によるものが、４５ページから４７ページの合計６件、１７筆、４７，２４６平方メートルで、６番のみ再設定、他は新規設定となっております。次に、受け手の変更のみにかかるものが４８ページで、賃借権によるものとなっており、合計１件、３筆、８，７９２平方メートルで、新規設定となっております。以上です。

議 長（箕輪展忠）農用地利用調整会議の結果について報告願います。十和田湖地区
中屋敷 光男 農地利用最適化推進委員をお願いします。

報告委員（中屋敷光男）1 番の調整内容を報告します。4 月 9 日午前 11 時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意をしたため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）中屋敷推進委員、ご苦労さまでした。次に、藤坂地区 市崎 貴之 農地利用最適化推進委員、をお願いします。

報告委員（市崎貴之）2 番の調整内容を報告します。4 月 9 日午後 1 時 30 分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）市崎推進委員、ご苦労さまでした。次に、四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員、をお願いします。

報告委員（工藤優美子）6 番の調整内容を報告します。4 月 23 日午後 1 時 30 分、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）工藤推進委員、ご苦労さまでした。次に、東部地区 山端 潤一 農地利用最適化推進委員及び、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員、十和田湖地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員が欠席のため、事務局に代読させます。

農地係長（吉田武範）白山雄治郎推進委員、山端潤一推進委員及び大平靖四郎推進委員がそれぞれ欠席のため、代わりまして事務局から、3 番と 4 番、5 番、7 番の農用地利用調整会議の結果について報告いたします。3 番は 4 月 23 日午前 9 時に山端潤一推進委員が、4 番と 5 番は同日午前 10 時と 11 時に白山雄治郎推進委員が、7 番は同日午後 3 時 30 分に大平靖四郎推進委員が、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。4 件とも、出し手の労力不足により売買するものです。それぞれ調整の結果、売買価格等について双方の合意を受けたことから、白山雄治郎推進委員、山端潤一推進委員及び大平靖四郎推進委員からそれぞれ調整調書が農業委員会へ提出されております。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）暫時休憩します。

休憩 午後2時30分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時30分

議 長（箕輪展忠）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（箕輪展忠）次に議案第6号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）49ページをお願いします。議案第6号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は50ページです。今回は、合計4件、5筆、1,214.53平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについて、ご説明いたします。2番の転用事由は、農地を使用貸借し、携帯電話の基地局建設工事に伴う、期間6か月間で一時転用を行うものです。場所は、北園小学校から西に約500メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。3番の転用事由は、農地を親から贈与で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、六郷会館から北に250メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。4番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、東小学校から西に約850メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内にあり、第3種農地に該当します。5番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、北園小

学校から北西に約 8 5 0 メートルの地点です。農地区分は、2 管理設及び半径 5 0 0 メートル以内にこども園と保育園があり、第 3 種農地に該当します。以上です。

議 長（箕輪展忠）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。7 番、芋田 一弘 委員お願いいたします。

報告委員（芋田一弘）農地法第 5 条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は合計 4 件です。5 月 8 日午前 9 時に調査員 3 名で現地調査を行い、午後 2 時 1 5 分に市役所別館 4 階会議室 2 にて聴取調査を行いましたが、問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（箕輪展忠）芋田委員、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）次に、議案第 7 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長お願いします。

事務局長（櫻田修一郎）5 1 ページをお願いします。議案第 7 号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。5 2 ページです。合計 2 件、2 筆、4、2 6 8 平方メートルで、変更区分は、2 件とも農振の除外となっています。1 番は、西コミュニティセンターから南へ約 5 0 0 メートルの地点です。変更理由は、既存の資材置き場の隣接地に、資材置き場を増設しようとするものです。農地区分は、第 1 種農地ですが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張のため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあり、土地利用計画からも事業計画は妥当であることから、整備計画の変更は適当であると判断されます。2 番は、十和田地域広域事務組合十和田ごみ焼却施設から南西に約 1 3 0 0 メートルの地点です。農

地区分はその他の２種農地です。変更理由について、当該地は、平成８年頃から資材置き場として使用されており、始末書付きで是正手続きを行うものです。以上です。

議 長（箕輪展忠）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（箕輪展忠）ご異議なしと認めます。よって、議案第７号は承認することに決定いたしました。

議 長（箕輪展忠）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、令和７年度第２回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後２時３６分 —————